

イギリスにおける社会政策・社会行政論研究  
の展開(1)

OYAMA, Hiroshi / 大山, 博

---

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

38

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

177

(終了ページ / End Page)

206

(発行年 / Year)

1991-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006404>

〈研究ノート〉

# イギリスにおける 社会政策・社会行政論研究の展開(1)

大 山 博

はじめに

## 第1章 オーソドックスな社会行政研究の展開

——いわゆるティトマス学派の評価をめぐって

### 第1節 ティトマスの社会行政研究の特徴

### 第2節 ティトマスの社会行政研究の評価

## 第2章 ティトマス後の社会行政研究の素描

### 第1節 ティトマス後の社会行政研究の動き

### 第2節 70年代の社会行政研究の素描

はじめに

今日、国際的には、いわゆる「福祉国家の危機」の時期を経て、「福祉国家再編期」ともいわれている。それは大きな社会的・経済的变化とともに、政策や理論研究にも大きな変化があらわれてきていることを意味している。

近年、イギリスにおいても、こうした状況を反映して、これまでの研究動向を整理して、今後のオルターナティブを見い出そうとする文献が相次いで刊行されている。こうした時期にあらためてこれらの文献を手がかりとして理論研究の動向を整理しておくことは有意義であると思われる。そこでまずイギリスのごく大まかな仮説的な研究動向のスケッ

チから始めて課題を整理しておくことにしよう。

社会政策・社会行政の教育・研究のメッカといわれるのはロンドン大学のロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (LSE) 社会行政学部である。この社会行政学部は、T・H・マーシャルの後を引継いだティトス (Richard M. Titmuss; 1907-1973) によって 1950 年に開設されたものである。その前身は、シドニー・ウェッブやベアトリス・ウェッブらによって 1895 年から準備され、伝統的な貧困研究と慈善組織協会 (COS) が実践してきたソーシャルワークの研究を中心として 1912 年に設立された社会科学部である。したがって、イギリスの社会政策・社会行政の理論研究の発展をとらえようとする、まずこの社会行政学部の研究に目を向けなければならないことになる。社会行政学部の創設に貢献したティトマスは学部長となって 1973 年に亡くなるまで約 20 年間にわたってその職を務めた。この 50 年代から 60 年代にかけては、時あたかもいわゆる「イデオロギーの終焉」とか「バツケリズム」(Butskellism) といわれる保守党と労働党の合意の時期で、福祉国家形成安定の時代でもあった。ティトマスはこの間、*Essays on 'the Welfare State', 1958, Commitment to Welfare, 1968, The Gift Relationship, 1970*, などの著書をはじめ多くの研究業績を公刊して、イギリス国内のみならず国際的にもその影響力を高めた。こうしてティトマスは、社会行政学部のスタッフとともに Titmussian といわれる一つの学派を形成することになった。

この 50 年代から 60 年代にかけては、大まかにみるとティトマスの影響力の大きさと、「バツケリズム」の時代でもあって、ティトマス学部の研究が中心になって展開された時期であったといえるのである。

しかしながら、60 年代後半から 70 年代中葉にかけて高等専門学校 (Polytechnic)、や大学の設置拡張が急速に進む中で社会行政学部あるいは専攻コースの設立が相次いで行われ、LSE も社会行政研究・教育の唯一の学部ではなくなることになった。そして 1967 年に社会行政学

会が設立され、社会科学の他の学問分野からも加わり、理論研究や議論が活発に展開されることになった。この60年代後半頃から経済の慢性的危機が強調されはじめ、これを背景として西ヨーロッパ諸国でマルクス主義理論が復活することになった。

こうしたことから、70年代初頭からフェビアン主義にもとづいたティトマス学派とマルクス主義者との間で、とくにフェビアン研究者の社会調査による「貧困の再発見」をもとに福祉国家の欠陥や限界をめぐるイデオロギー論争が展開されることになった。また一方では、アカデミックな「価値からの自由」を主張するリベラルな中道派が出現することになった。

こうして、60年代後半から70年代初頭にかけて、ティトマス学派は揺らぎをはじめ、とくに論争を契機にマルクス主義に刺激されて、価値の問題をめぐる正統派あるいは伝統的社会行政学といわれたティトマス学派に挑戦する文献が数多く現れるにいたった。

そして、70年代に政治的にも経済的にも危機が深まって行く中で「バケリズム」からの訣別がはじまっていくことになった。

70年代後半からいわゆる「福祉国家の危機」が強調されるようになり、その中で新保守主義者であるサッチャーが79年に政権の座につくことになり、ハイエクやフリードマンらの主張にもとづく新保守主義者からの福祉国家批判が活発に展開されることになった。

とくに「貧困の再発見」をめぐる、福祉国家の改良を主張するフェビアン主義者と福祉国家の限界とソーシャル・コントロールの強化から福祉国家批判するマルクス主義者との論争は、約10年後には、新保守主義者によって福祉国家否認の論点に利用されることになった。

そして、80年代から今日にいたる過程の中で「危機後」(Post-crisis)といわれ、福祉国家再編の動きが活発になってきている。

ミシュラ (Ramesh Mishra) は、後にあげる1990年の文献において先進資本主義社会における福祉国家は2つの方向で大きく再編されつつ

あるととらえている。

その一つの方向は、イギリス、アメリカに典型的にみられる「新保守主義」的再編である。もう一つの方向は、スウェーデン、オーストリアに典型的にみられる「社会的コーポラティズム (Social corporatism)」的再編であるとされる<sup>7)</sup>。この二つの再編の方向については、今、ここではふれないことにするが、今日、福祉国家の再編期といわれ、政策的にも理論的にも大きな変化に直面していると思われる。

このようにごく大まかな輪郭的なスケッチとしては描かれると思われるが、こうした社会政策・社会行政の理論研究をとくに分析整理し、かつあらたに理論の展開を試みる文献が70年代後半から80年代にかけて相次いで刊行されている。

そのおもなものとしては Robert Pinker, *The Idea of Welfare*, 1979, Taylor-Gooby & J. Dale, *Social Theory and Social Welfare*, 1981, Vic George & Paul Wilding, *Ideology and Social Welfare* 1985, Phil Lee and Colin Raban, *Welfare Theory and Social Policy*, 1988, などがあげられる。さらに福祉国家の危機および危機後に関する代表的なものとしては、Ramesh Mishra, *The Welfare state in Crisis*, 1984, *The Welfare State in Capitalist Society*, 1990, があげられる。

このほかにも、イギリス社会行政学会の機関誌、*Journal of Social Policy*, (1972年創刊)、*The Year Book of Social Policy*, (1972年創刊)、*Social Policy & Administration*, (*Social and Economic Administration*, 1967年創刊が1979年に改称された)、さらにネオ・マルクス主義の社会政策研究雑誌である *Critical Social Policy* (1981年創刊) などの代表的な研究誌がこの間に相次いで刊行され理論研究が活発に展開された。

わが国でも、こうしたイギリスの理論研究の動向を伝える文献などの翻訳をはじめ、理論分析を試みた論文もいくつか発表されている。とりわけ、田端博邦論文「福祉国家論の現在」は、戦後福祉国家の生成・発

展から今日の福祉国家の危機に至るまでの思想・理論の展開を豊富な文献を用いてよく整理されている。また、武川正吾論文「『福祉国家の危機』その後」は、「福祉国家の危機」をめぐるの理論的・政策的な展開と危機後のネオ・コーポラティズム的再編と新保守主義的再編について理論的・政策的に検討されている。

さらに星野信也論文「ソーシャル・アドミニストレーションの発展と現状」では、ティトマス学派の理論的な特徴の整理とティトマス後の理論研究の流れについて分析されている。

このようなイギリスの理論研究を分析されて、わが国の理論研究について、田端博邦は「イギリスのような福祉国家をめぐる激しい思想的対立が必ずしもみられないように思われるのは、日本における“福祉国家コンセンサス”そのものがより微弱であったということを示すのであろうか<sup>2)</sup>と指摘している。

また、武川正吾は、さきの論文とは別の論文「労働経済から社会政策へ—社会政策論の再生のために—」で、「これまでのわが国で支配的な社会政策概念によって示される政策範囲は非常に狭すぎる」、「先進資本主義国は……共通して、いわゆる『福祉国家の危機』に直面している。このような事態を前にして、わが国の社会政策論は十分な理論的対応をなしていないのではないだろうか<sup>3)</sup>と述べている。

星野信也は、「わが国の社会福祉政策は基本的にイギリスやスウェーデンをモデルとしてきたのだが、常に個々のサービスに着目してきたから、そこから全体のバランスや福祉理念を学ぶことはなかったといっただけであろう<sup>4)</sup>と指摘している。

さらに、松井二郎は、雑誌『社会福祉研究』の特集、「平成2年社会福祉の回顧と展望—原理論・行財政部門」で、「日本社会福祉学会における原理論に関連した報告がめっきり減少し、また学術雑誌・紀要で発表されている福祉関係の論文の数や出版される本の多さにもかかわらず、原理論関係の論文・著作がきわめて少ない」、「欧米諸国とわが国と決定

的に異なる点は、欧米諸国では既存の理論パラダイムの危機（裏返しに  
いえば、福祉国家の危機）が明確に自覚され、それゆえ新たな福祉理論  
の構築に向けて（裏返しにいえば、福祉国家の理論的な選択肢をめざし  
て）精力的な取り組みがなされてきた点であった』<sup>9)</sup>と、要旨指摘して  
いる。そしてわが国での理論研究への課題提起を意図されてか、さきの  
ミシュラの著書による福祉国家の二つの再編の方向を紹介している。

このようにみると、イギリスでは理論研究が活発に展開され、「福祉  
国家の危機」からあらたな理論構築をめざしているのに対して、わが国  
ではこれとは対照的に、これまでの研究が不十分で、しかも停滞してい  
ると指摘されていると思われる。

そこで、わが国のこうした理論研究の状況に鑑みて、イギリスの研究  
からまだ学ぶものが多いと考え、我々は、イギリスの基礎概念を整理し  
て『社会政策と社会行政—新しい福祉理論の展開をめざして』（1991年  
2月、法律文化社）を刊行した。

この基礎概念の整理を通じてイギリスの研究成果を吸収しながら、わ  
が国での新しい福祉理論の構築をめざそうとしているのであるが、その  
ためにはもう一つのステップとして、これらの基礎概念がよって立つ基  
礎理論を整理しておかなければならない。こうした整理は多大な時間を  
要するが、さきにあげたイギリスの文献やわが国の文献が刊行されてき  
たこともあり、有益な手がかりとなるとと思われる。

そこで、さきにみたスケッチをもとにして、イギリスの社会政策学者  
の間で影響力があり評価されている学者および研究集団をとりあげて、  
その基礎理論がどのように構築されているか、そしてそれに対して他の  
研究者がどのように評価しているかについて、できるだけ容観的に研究  
ノートとして整理を試みていきたい。

今回は、まず、スケッチにもとづいて、ティトマスの研究から検討し  
ていくこととするが、ティトマスについては数多くの研究がすでになさ  
れている。しかし、ここでの研究の視点にあうものはそれほど多くはな

いと思われる。この点、後に紹介するミシュラ論文はティトマスの学問的な特徴をよくとらえていることと、ティトマス後の理論研究の特徴を整理しており、今後の分析にも有益な示唆を与えていると思われるので、この論文をおもに手がかりとして考察を進めていくことにする。

尚、本論で「社会政策」とか「社会行政」あるいは「社会政策・社会行政」という用語をしばしば用いているが、その意味は、ピンカーの次のような説明によっていることをおことわりしておきたい。

「社会政策論と社会行政論の区別については、社会政策論を社会サービスの諸目標を個別に、ないし相互関係を探ることによって研究するもの、つまり、社会政策論は社会政策の目的を定め、選択するのに影響を与える政治的・道徳的信念の研究や社会サービスが応えようとしている社会的・個別的ニーズの範囲などの研究である。一方、社会行政論は政策が実施される際の方法の研究である。そこでは有効性や効率の面からどのように運用が行われているのかということが問題となる。両者の区別は、それゆえ便宜上のことにすぎず、たいていの学者は、實際上この学問分野の二つの側面を分けて研究することは困難であるし、無意味であるということに一致している。そのようなわけで、この研究領域すべてを表わすために「社会政策・社会行政論」という用語を使って、二つに分けず、一つの用語として言い表わしている」<sup>6)</sup>。

また、「社会政策・社会行政論(学)」を学問的に表現する時には、社会行政学会が設立されていることもあってか、しばしばイギリスの文献では、「社会行政学」あるいは「社会行政論」と使用されている。

## 第1章 オーソドックスな社会行政研究の展開

### ——いわゆるティトマス学派の評価をめぐって

国際的に著名な社会政策学者であるミシュラ (Ramesh Mishra, 現在カナダのヨーク大学教授で社会政策論を担当している) は、“Social

Policy and the Discipline of Social Administration”と題する論文の冒頭で、「アカデミツクなディシプリンとしての社会行政の歴史は事実上ティトマスに始まるように思える」、「1950年代と60年代のその形成発展の20年間において、研究にその特徴的なスタンプを与えたのはティトマスだった。そして、ティトマシアン<sup>6)</sup>の遺産に対する我々の判断がいかなるものであれ、ティトマスぬきでディシプリンとしての社会行政を明らかにすることは不可能ではないが非常に困難である」<sup>7)</sup>と指摘している。そして、ミシュラは本論文で社会行政のディシプリンを明らかにしていく上でティトマスの研究業績の検討から始めている。このようなミシュラのティトマスの位置づけは、イギリスの社会政策学者の間でも、ティトマス学派とかオーソドックスなあるいは伝統的社会行政論といわれ、ほぼ同様にその影響力が大きかったことが指摘されている<sup>8)</sup>。

そこでまず、イギリスの社会行政論を研究するにあたり、ティトマスの研究業績から検討しておくのが適切であろう。

このティトマスの研究業績については、その影響力が大きかっただけに、いろいろな角度から多くの文献でとりあげられているが、社会行政のディシプリンの問題については、ミシュラの本論文が適切にまとめているものと思われる。

ここでは、ミシュラ論文を基にして他の文献をも参考にしながら、いわゆるティトマス学派のディシプリンはいかなるものであるか、その評価はどのように行われているかについて整理しておくことにする。

## 第1節 ティトマスの社会行政研究の特徴

ミシュラはティトマスのアプローチには三つのおもな特徴があるととらえている。それは、一つには社会政策における規範的要素の強調、二つには社会的議論 (discours) における証拠 (evidence) の尊重、三つには社会政策の広い定義づけであると。

以下でこの三つの特徴に則してミシュラおよび他の文献をも参考にしながらかその批評を整理しておこう。

### (1) ティトマスの規範の重視について

ミシュラは、「1950年代に流行していた Value-free の考え方をティトマスが否定したことはおどろくべきものである」、「ティトマスは自分のフェビアン派の価値と福祉ビジョンを確信していたので他の価値観を拒否する傾向があった (Reisman 1977; P 37)」、「社会行政の世界でのティトマスの卓越したポジションであったためにディシプリン全体が一つの価値観と結びつけられる傾向があった (Pinker 1979: pp 232—3)」、「その結果、ディシプリンの中でフェビアン集合主義 (Collectivism) の価値が当然のことになってしまい、真に吟味されなくなった」と、ライスマンやピンカーを引用しながら指摘している。またミシュラは、ティトマス学派においては、「他の価値、例えば反集合主義者やマルクス主義に対しては、常に侵入者として扱われ、すぐにドアを指して追い返される歓迎されざるゲストの役割であった」<sup>9)</sup>と述べている。

このようにみると、ティトマスはフェビアン集合主義による一つの価値を重視していたことが特徴として明らかにされる。そして、イギリスの社会行政論研究は50年代から60年代にかけて、ティトマスの影響力が大きかったためにフェビアン集合主義による社会行政論がオーソドックスあるいは伝統的社会行政学として形成されたといえるのである。

さて、そこで、フェビアン集合主義に基づくティトマスの規範論はいかなるものであったか、ミシュラは本論文では立入っていないので他の文献などを参考にして整理しておこう。この点、Vic George & Paul Wilding の共著である *Ideology and Social Welfare* (以下本文では一人の著者名の「ワイルディング」を用いて略称する) が要領よくまとめているのでこれを基にして、さらに他の文献で補足しながら整理していく。

「ワイルディング」によると、フェビアン主義における社会的価値は、

自由、平等、友愛 (fellow ship) の三つを中心的価値として、自由と平等から派生する民主主義的参加、平等と友愛から派生するヒューマンイズムの二つを派生的な価値として強調し、このうち平等の強調はフェビアン主義の全会派（社会民主派、倫理派、半マルクス派）に共通のものであると指摘している。さらに、この平等の正当化は相互に関連する四つの根拠に基づいているとして、社会的統合、経済効率、自然的公正、個人的自己実現をあげている。そしてこれらはプラグマティックな主張と倫理的な主張との混合によって支えられている。

とくにトウニー (R. H. Tawney)、クロスランド (C. A. R. Crosland)、ティトマスなどは、不平等の減少を社会的統合と社会的調和の必要条件とみていたと。

また、フェビアン主義者の間では、社会主義的価値システムは平等と自由を含むとはいえ、人は倫理的命題の中心部分で友愛の概念と取り組んでいる。友愛あるいは同胞愛 (fraternity) という言葉によって社会主義者は、競争よりも協同、権利よりも義務を、個人的な必要よりもコミュニティの幸福を、利己主義よりも利他主義 (altruism) を重要視する友愛を支配的な価値として扱おうかなりの合意があるとされる。

このようなフェビアン主義の価値に基づいて、ティトマスにおいては利他主義および他人 (Stranger) への贈与の強調は、真の社会サービスと社会主義社会の真髄であるとされるのであると<sup>10)</sup>。

こうした脈絡で、ティトマスは、社会的統合を福祉システムの最終的ゴールとして、道徳的な利他主義を社会的価値として社会行政論を構成されているととらえられている。

そこでティトマスはこの利他主義を社会的価値としてどのような社会行政の理論を構成しているのであろうか、この点、ロバートソン (Alex Robertson) がよく整理していると思われるので、これを参考にしながら検討しておこう。

ティトマスは社会行政の中心的課題は利己主義と利他主義の緊張関係

にあるとする。そして、この利己主義の人間関係を経済的なもの、利他主義を社会的なものとして両者を区別する。ここにティトマスは道德上の観点かから前者を経済市場とするのに対して後者を社会市場として両者を明確に区別すると同時に前者を否定した。この社会市場 (Social market) なる概念については、ティトマスは、経済市場の交換関係とよく似ているが異なるものとして、献血運動にみられるような贈与関係 (gift relationship) によって説明する。つまり経済市場が交換もしくは相互移転であるのに対して、社会市場は補助金 (grant) あるいは贈与もしくは一方的移転であって、贈物交換、互酬的義務の概念を具体化する様々なタイプの道德的取引関係であるとする。

さらにティトマスは、一方的な移転、すなわち grant と gift には次のような相異があると説明している。gift は face to face の関係で生じるのに対して、grant は他人関係 (stranger relationship) と他人への抽象的な権利のアピール (社会的権利) に根ざすものであるとする。このように区別した上で、ティトマスは、社会行政を他人に世話をする人とされる人とのモラルステイタスを適合させることを基礎において、社会のメンバーをモラルコミュニティの一部にさせるものととらえている。ここにティトマスは人間が他人を助けたいという生物学的な性向のみならず道德的に社会を良くするという面をもっていることから、社会行政は連帯 (Solidarity) を生みだし、社会的統合を促進するセメントの役割をもつものとされる。

このようなティトマスの規範論に対して、ロバートソンは、ティトマスが引用している人類学的文献では、贈与関係はしばしば権力関係で満ちていると示唆している事実を見のがしている。gift は社会構造の中に組みこまれ、それはしばしば個人の感情とはほとんど関係のないものであると批判を加えている。

さらに、社会的統合についても、ティトマスは、“Social” と “System” integration との差異を無視している。前者は個人とあるいはイ

ンフォーマルなグルーピングの間の関係に関連しているのに対して、後者は人々の意思とは無関係な社会の中に存在する構造的な関係に関連しているのであるが、ティトマスの統合概念は定かではない。そして、社会行政は何を統合しようとしているか、ティトマスはその分析の中で経済と社会階級を無視し、個人を社会構造に関連づけるコンセプトを見のがしていると批判を加えている<sup>11)</sup>。

以上のように検討してみると、ティトマスの規範論はピンカーも指摘しているごとく道徳的、政治的に傾倒したものであるといえる<sup>12)</sup>。

## (2) 証拠 (evidence) の尊重について

次に、ティトマスのアプローチの二つめの特徴とされる証拠の尊重について検討しておこう。

ミシュラによると、ティトマスのリサーチの多くは事実の発見、提案をうらづけるデータの収集に向けられ、そして、ポリシーががいかに発展するか、その結果は実際にはどうかというリトマス試験紙にかけなければならないという原則をもっていたとする。

ミシュラは、こうしたティトマスの社会行政の現状分析の研究は社会科学としての基礎的な研究として重要なティトマスの遺産であると評価している。

しかしながら、ミシュラはこうしたティトマスのアプローチは、特定の種類の証拠を整理し、その証拠からある種の結論に至るという仮説にたよっていた。しかもその仮説はフェビアン主義の枠の中にとどまっていた。したがって、ティトマスの調査による政策提言は次のようになると指摘している。

たとえば、税制と社会サービスが所得の再分配に成功していないと調査結果が明らかにしたならば、これは不平等の源泉である税金の減免、付加給付制度などの問題であるとして、こうした問題を法改正や適切な政府行動を通じて改めなければならないという政策提言となる。

ティトマスのフェビアン主義による仮説は国家は階級構造を改良するための中立的な装置であるにとらえられていた。また、不正を明らかにする社会調査を通じて呼びおこされた世論あるいはエリート達の社会意識は、政府を必要な行動へと導びく効果的な機関であるという仮説をもっていたと。

そこで、ミシュラは、ティトマスのアプローチは、抽象的なものや一般的なものに疑いを持ち経験的な調査を通じて、その正当性を問うデモンストレイトすることにとどまり、代わりの理論を提唱することを試みなかったとして、結局、その研究学績においては、特別で非体系的、非論理的なものであった指摘する<sup>13)</sup>。

ピンカーも、こうしたティトマス学派のアプローチについて次のように述べている。

「社会調査と社会政策の発達過程との関係は、プログマティズムと道徳的信念とが結合し遺産という兆候をおびている。人間のニードのパターン変化についての社会調査は、社会的不公正の範囲と性格についての経験的証拠の蓄積をもたらした。この証拠は道徳的性格の要求とまた逆の要求の双方に、さらにそれら要求の政治的行動プログラムとイデオロギーへの置き換えに関係してきた。それらの議論は常に、社会学的というよりも道徳的、政治的となる傾向があった」<sup>14)</sup>と。

以上のようなミシュラ、ピンカーによるティトマスの証拠の尊重というアプローチの評価はほぼ共通しており、経験的証拠の蓄積によって社会行政の現状分析の基礎を築くことに貢献したとされるが、社会行政の学問的な理論研究においては、フェビアン主義のプログマティズムと道徳的信念との結合による仮説に傾倒していたために道徳的、政治的となり、非体系的、非論理的であったと指摘されていると思われる。

### (3) 社会政策の広い定義づけについて

ミシュラは、ティトマスのアプローチの特徴の三つめとして社会政策

の広い定義づけを行なったことであり、それはティトマスの重要な遺産の一つであると述べている。

とくにミシュラが広い定義づけとして評価しているのは、公的な社会サービスや社会計画のみならず企業福祉 (occupational welfare) および財政福祉 (fiscal welfare) をとり入れたことにある。

ミシュラは本論文では、それ以上のことは、すでに常識的なこととしているせいかふれていない。しかし、定義の問題は重要であるので、他の文献によって整理しておこう。

まず、社会政策と社会行政については次のように述べている。

「社会政策は、基本的には相矛盾する政治目的や政治目標の間の選択の問題やそれらの目的や目標がどのように形づくられたか、そして良い社会を構成するものは何か、あるいは経済人のニードと希望とは矛盾するような社会人のニードと希望を文化的に区別づける良い社会の構成要素は何かなどの問題を扱う。

社会行政の研究は、社会サービスを準備したりする組織や機構に関心をもっている」。

ピンカーは、この定義について、“良い社会”や“社会的”と“経済的”人間の区別に一定の判断をしており、学問の定義ではこのような道徳的な判断は除くべきだと思うと指摘している。さらに、ティトマスにとって社会政策と社会行政論の関心の核は、道徳的な観点から構成されていると指摘されている<sup>15)</sup>。

こうしたティトマスの定義よりも、むしろ重要なのは、ミシュラの指摘するごとく、「福祉の社会的分業」(Social division of welfare, 同名の論文 1955 年による) の概念である。この概念は、財政福祉と企業福祉はニードの充足という点で公的部門の社会サービスの機能的等価物となることから、両者の機能分担の関係を意味するものである。ティトマスのいう財政福祉とは税の控除制度のことである。児童をもつ親に対する扶養控除や住宅取得控除などは社会サービスによって手当が支給され

たのと同じ効果をもつということである。企業福祉とは、企業が被用者に企業年金、社宅、保健サービスなどで支給している付加給付を意味し、これも財政福祉と同様に社会サービスの効果をもつということである。

このようにティトマスはミシュラのいう広いとらえ方をしたわけであるが、実際的にはピンカーによると、「ティトマスは社会サービスの道徳的意図についての関心が深かったために、公的部門の社会サービスの方を好み、財政福祉、企業福祉の拡大については批判的であった」と指摘される。そしてピンカーは「福祉の分析モデルの中に道徳的判断を含めてしまうと、比較研究の道具としては有効性が下がってしまうと思われる。日本を含めて多くの国では伝統的に職域的な福祉制度が発達していることからして、どのような供給形態が優れているかは、それほど明瞭なことではないであろう。むしろ、一定の時間と空間の中で社会サービスの組織や供給形態が、その個々の実情にふさわしいものになっているかどうかで判断すべきではなかろうか」と批判を加えている。

さらにティトマスの功績として重要なことは、さきに述べた社会市場と経済市場に区別したことに関連して、その分析のフレームワークとして社会政策がどのような理念によって構成することが可能かを示すため社会政策の三つのモデルを提示したことである。

その一つは「残余福祉モデル」(Residual Welfare Model of Social Policy)である。これはアメリカのウィレンスキー(H. L. Wilensky)とルボー(C. N. Lebeaux)のresidual welfareの概念に相当するもので個人のニードは家族や私的市場によって充足されるのが原則で、これらで充足されない場合に代って社会政策が機能するというものである。その二つは「産業主義的業績達成モデル」(The Industrial Achievement-Performance Model of Social Policy)である。これは第一の「残余福祉モデル」と密接な関係があり、産業社会における生産性や業績主義との関連で行われるもので「経済の付属物」として機能するものである。このモデルは財政福祉、企業福祉の分野に広くみられると

される。その三つは「制度的再分配モデル」(The Institutional Redistributive Model of Social Policy)である。これは、社会サービスが社会的統合を生み出すものととらえて、市場とは別にニード原則にもとづいて普遍主義的に運営されるものであるとされる。とくにこのモデルは前二者のモデルとは異なって、ティトマス自身の社会サービスの社会的統合の役割と普遍主義的社会サービスの運用といった理想と結びつけて、社会政策の歴史的発展とも相応して今後の新しい社会政策の方向と考えていたようである。

以上のようなことが、ティトマスの社会政策の定義づけに関連した功績として一般的に評価されていることである。

さらにティトマスは、このような学問的な基礎概念を示した上で、社会行政研究の課題としなければならないこととして8項目にわたって提起している。これらの課題にはティトマスの社会政策の広いとらえ方が反映されていると思われ、また学問的な研究の輪郭ともいべきものが示されているのでここに引用してつけ加えておこう。

- ①政策形成とその予測および予測外の結果の分析と記述
- ②構造、機能、組織、計画の研究と施設および運営過程に関する歴史的、比較法的研究
- ③社会的ニードおよびニードへの接近方法に関する研究やサービス、処置、移転などの成果の活用と類型の研究
- ④社会的費用および非福祉 (diswelfare) の性格、属性、分布についての研究
- ⑤時系列的に可処分資源の分布と分配を分析すること、および社会的諸サービスの特定の影響の分析
- ⑥議員、専門的ワーカー、行政官および社会サービスの制度が操作・運営される場合に直接関係するグループなどの役割と機能に関する研究
- ⑦被保険者とか社会的諸サービスの受益者およびユーザーという観点

からみた市民の社会的権利に関する研究

⑧社会法、行政法をはじめ、その他の法に示される社会的諸施設の価値と権利を配分する中央および地方の政府の役割に関する研究

ティトマスは以上のような研究課題をあげて、「最近における社会行政に携わる人々の関心とか活動、著作などを調べてみると、その大部分は上記の8項目の一つ、またはそれ以上の項目に核当することになるであろうと思われる」、「その領域は途方もなく拡がっていくように思われる」、「私自身もたくさんの矛盾や曖昧さが残っていることに気がついている」、「知識の体系的確立という観点からみると、それは体系樹立の過程にある」<sup>17)</sup>と付言している。

このようなティトマスのコメントからみても、これらの研究課題は、社会行政の実際の分析にあってはフォローされているものの、必ずしも体系的確立を意図されていなかったといえる。この点は十分ふまえておく必要があると思われる。

(4) ティトマスの福祉国家観について

ミシュラは、ティトマス学派のアプローチの特徴として、直接には福祉国家観については言及していないが、後述するように、三つの特徴を分析した結論でごく端的にふれている程度である。たしかにディシプリンとしてのアプローチは三つの特徴に整理されると思われるが、福祉国家観の問題は、そのディシプリンがどのように具体的に反映されているか、またその福祉国家の発展においてどのような社会的意義があるのかを分析する上でも検討しておく必要があると思われる。この問題については「ワイルディング」がよく整理していると思われるのでこれをもとにここでは考察しておこう。

「ワイルディング」によると、まず「福祉国家の発達はこれまでのところフェビアン主義者によっては十分概念的に説明されていない。彼らの著作の中にみられるのは時折矛盾する偶然的な表現であり、理論的な

立場を明らかにするようなものではない」、[ティトマスは福祉国家の発展についての全体的なフエビアン的見解を代表している]と指摘している。

そしてさらに、ティトマスは社会政策の発展を説明するために社会階級と圧力団体の抗争的社会モデルを採用しているとして、その根拠として次のような引用をしている。

「すべて集团的に提供されるサービスは、いくつかの社会的に認知されたニーズに応えるべく慎重に計画された。それらは第一に、一つの組織的全体として生き残ろうとする社会の意思の現われであり、第二に、すべての人がある人の生存を援助しようとする明白な願いの具現である」。

これについて「ワイルディング」は、社会的サービスの成長を産業化過程に結びついた諸力への対応とみるのだが、その諸力の詳しい性格やそれがいかにして圧力となるかを説明しないのである。問題となるのは、産業化が社会サービスを導く理由および正確で独特なそのすじ道なのであるとコメントしている。

「ワイルディング」は、そのすじ道についてティトマスは著作のいろいろな部分で、大きくみると矛盾しあう三つの解答を与えているとして次のような整理をしている。

その第一は、社会サービスを、資本家階級が労働階級の社会的・政治的従順の見返りとして与えようと準備している賄賂とみる。

この点、「ワイルディング」は、社会政策を急進的反発を掘りくずすために資本主義国家が進んで与える身代金とみるビスマルクのような右派政治家および一部のマルクス主義者と合流するのであるとコメントしている。

第二に、社会政策の発展を、これとは正反対に、社会全体のより良い統合的な社会をもたらすための、貧困を緩和する努力の一部とみる。

第三に、社会サービスの発展を、相互に作用し合い結合する諸力の複

雑なからみ合いの結果とみる。例えば医療サービスの発展を次のように説明する。

「社会的公正への要請は大きな力の一つではあるが……他の諸力もまた同等の、時にはより重要な役割を果たした。一つは……科学的知識の前進である。もう一つは民衆の態度における宿命論からの脱却と健康や疾病に対する自覚に象徴される。さらにいま一つは、個人（この関連では医者か患者）をある特定の社会的グループへの不断的依存から解き放つ自由思想のリカレントな働きである」。

社会保障の発展については、「社会革命への恐怖、法に従う労働力の必要、政党や圧力団体間の権力斗争、産業災害等の社会的費用の一部を労働者の肩から取除く要求、そして富裕者の社会的良心、これらがすべて一定の役割を果たした」。

このティトマスの三つの解答について、「ワイルデング」は、実際的な諸問題に対する論理的解答としても、産業化、都市化、技術的变化、民主化の影響力の産物としても、対立する利益集団の抗争の帰結としても、そしてまた一般的な社会的利益の結果としても、社会政策はとらえられているのである。この歴史的プラグマティズムはティトマスの強さでもあり、また弱さでもあったと指摘している。

次に、ティトマスは社会サービスの機能と性格をどのようにみているかであるが、「ワイルディング」は、次の六項目にまとめている。

第一に、社会サービスはいろいろな方法で諸団体間に資源を分配した再分配する。再分配は社会政策のさけることのできない固有の機能である。第二に、社会サービスは社会的統合の積極的な力として、また社会的統制の消極的な力として二様に働く。ティトマスは理想主義に傾く時、社会政策をより良い調和的社会（社会主義社会に近いような）の創造を促進するものとみて、また一面では社会改良が一種の社会的鎮静剤であるとみる。第三に、社会政策は、「非福祉」(diswelfare)、すなわち、資本主義社会の経済的变化の結果としてもたらされる社会的損害に

対処し個々人の補償を目的とする。さらにこの「非福祉」の概念を拡大して、産業システムに責任はないが個々人自身の責任でもない損害、例えば心身障害をこれに含めた。第四に、社会サービスは個人的な福祉を促進すべく機能する。第五に、社会サービスは個人と国家の双方にとって経済的投資の一形態である。第六に、社会サービスは仲間の市民を助けたいという個人の社会的、生物学的要求のための仲介経路を提供する。つまり社会の利他主義の奨励を助けるものである。

このように、「ワイルディング」はティトマスの社会サービスの機能や性格についての論述を整理して次のような指摘をしている。

すなわち、「一般的にいえば、フェビアン主義者は、社会政策の発展によりも、その機能により多くの考察を加えている。また常にその目的と結果を区別してはいないし、目的と結果への言及も現存するものについてなのか、あるいは理想的な社会主義的社会政策についてなのか必ずしも明瞭ではないのである」、 「またこれらの諸目的間、諸機能間に起りうる衝突についての議論もほとんどない。実際、その主張のいくつかは本質的に是認することも否認することもできないものであり、他の主張もその証拠となるものは少なく、相互に矛盾していて決定的といえるものではない」<sup>18)</sup>と。

以上のようにみると、前節までに検討してきたティトマスの政治的、道徳的アプローチ、あるいはプラグマティズムと倫理的・道徳的信念の結合によるアプローチが、福祉国家観にもよく反映されており、ティトマスの研究業績の特徴を理解することができると思われる。

## 第2節 ティトマスの社会行政研究の評価

以上のようにティトマスを中心とした研究業績について、ミシュラ、ピンカー、「ワイルディング」、ロバートソンなどの著作をもとにして検討してみると、すでにそれぞれの節で評価を加えているが、基本的な点で

ほぼ共通した評価は次のように整理されると思われる。

第一に、ティトマスの研究業績はミシュラの表現によると非体系的、非論理的ではあるが、端的にいつて社会行政の学問的研究の土俵あるいは輪郭を明らかにしたことに大きな功績があるということである。この点はさきの学者をはじめイギリスの社会政策学者の間でも評価されているところであると思われる。

第二に、しかしながら、とくにピンカー、「ワイルディング」、ロバートソンなどが指摘しているように、ティトマスの規範論は政治的、道徳的に傾倒しており、社会科学的アプローチにおいて問題があるということである。

第三に、このことから、実証研究においても、フェビアン主義にもとづくプラグマティズムと道徳的観念の仮説の中にとじこもっていたために理論的には非体系的、非論理的であったということである。

第四に、社会政策の広い定義づけにもかかわらず、こうしたことから、すでにピンカーも指摘しているごとく、ミシュラもティトマスの実際の研究は社会サービスあるいは社会福祉制度の分析にひどく傾いており、社会計画、社会サービスの視野を狭くしていると述べている。

第五に、ティトマスのこうした社会サービスへの傾倒は、ミシュラによると、“Social”と“economic”（例えば「社会市場」と「経済市場」のように）をあまりにも明確に区別しすぎて、結局、全体的な社会経済構造や機能から“Social”を分離することになり価値スペクトラムをかなり狭くしていると指摘している<sup>19)</sup>。この点ピンカーもよく指摘するところである。さらに、ミシュラは、これと同様なことが統合概念においても離間(alienation)を認めようとしないうちにみられるとする。このとらえ方は、社会サービスの一面的な機能しか着目されておらず、しかも社会サービス制度の目的と機能の区別がされていない。たとえ何らかの社会制度の目的が明確に定めることができたとしても（これがそもそも問題を含んでいる）、実際の機能あるいは結果はあらかじめ正確に

予見できるものではない。このことが今日、福祉国家のもつ主要な問題としてみられていることである。

福祉国家を批判する者は、国家の介入の意図は、しばしば goodであったが、その結果は大変異なっていると指摘する。古い格言の「地獄への道は善意で舗装されている」(“The rood to hell is paved with good intentions”)が Social actionの目的と機能の相異をみごとに要約しているとミシュラは指摘している<sup>20)</sup>。

この点、さきに述べたように「ワイルディング」も強調していることである。ほぼ、以上のようなことが、ティトマスの研究業績の基本的なことに関する評価としてまとめることができると思われる。

## 第2章 ティトマス後の社会行政研究の素描

ティトマスははじめに述べたように1950年にT.H. マーシャルの後任としてLSEに迎えられた。その後LSEに社会行政学部を創設して1973年に亡くなるまでその学部長を務めた。したがって、ティトマスの主要な研究活動は50年代～60年代にかけてのいわゆる「イデオロギーの終焉」とかイギリス議会政治における労働党と保守党の「バツケリット合意」(“Butskellite consensus”, 一般に「バツケリズム」といわれる)の時期に行われたことになる。

こうした時代的背景もあってか、さきに述べたミシュラ、ピンカーの指摘のように、この約20年間はティトマス学派にチャレンジするものはほとんどいなかったといわれる。

しかし、1970年代初期に戦後の「ゆたかな社会」といわれ、長期にわたった経済的繁栄にかげりがみえ、経済的にも政治的にも危機といわれる時期がはじまり「バツケリズム」からの訣別が進行していくことになった。そしてこの時期に社会行政学の有力な学者たちが福祉をめぐるイデオロギー論争をはじめることになったのである。

はじめに

さて、そこで、70年代初頭からはじまるこのイデオロギー論争において何が問題となり、論者の理論的な展開はいかなる内容であったか、論争を通じて、社会政策論の発展にどのようなインパクトがあったか、といったことについて検討しておくことは、わが国の研究においても有意義なことであると思われる。しかしながらその検討には多大な時間を要するので別の機会にゆずることにしたい。

ここでは、ミシュラがさきの論文の中で、ティトマス後の主として70年代の有力な学者の著書を取りあげて、その理論的な特徴を素描するかたちで分析を行なっているのでその要旨を整理しておくにとどめておきたい。とくにこのミシュラの分析は、今後、イギリスのイデオロギー論争や社会行政論の発展を検討していく際、重要な分析の視点を提供していると思われるので以下でみておくことにしよう。

## 第1節 ティトマス後の社会行政研究の動き

そこでまず、「バッケリズム」からの訣別が進む中で、約20年の間、支配的であったオーソドックスあるいは伝統的といわれるティトマス学派をめぐって、どのような研究の新しい動きがでてきたのか、この点について整理しておく必要がある。

ミシュラは、1960年代後半頃からティトマス学派に対する疑問が投げかけられるようになったとして、その動きについて次のように指摘している。

その第一は、大学や高等専門学校 (Polytechnic) において社会科学部や社会行政コースの創設が急速に拡大しはじめ、その中でアカデミックな理論の探究が求められてきたことである。

この点について、ミシュラは、1970年代に社会行政のディシプリンに二つのおもな発展があったとして次のように述べている。その一つは、ティトマス学派に属するピンカーなどによって、社会政策の規範論にお

いてフェビアン主義の価値のみでなく、複数の価値観を認め、それらを分析しようとするアカデミックな研究が進められるようになってきたことである。その二つには、感覚のシャープな学生達の間で、社会政策が、社会と社会制度の性格に関する多様な仮説で構築されていることを知り、その仮説を社会科学的に検討されなければならないとして議論されてきたことであると。

第二には、60年代後半にマルクス主義理論が復活したことである。とくにこのマルクス主義理論は、フェビアン研究者による「貧困の再発見」、新しい不平等の発見について、フェビアンの意図とは異なる見解を展開した。

それは、エーベル・スミスやタウンゼントなどの社会調査によって、福祉国家の欠陥を明らかにし、その改善をめざすものであったが、マルクス主義の立場からは、その調査結果をもとに、福祉国家はソーシャル・コントロールによる管理国家ととらえられ、福祉国家批判に結びつけられることになった。

第三には、フェミニストによる批判が活発に展開されることになったことである。とくに女性によって提供されている男性や子供のための無給のケアの問題に大きな注目が集まった。この問題は福祉国家の形態や発展の解明に結びつけられマルクス主義理論を利用することになった。

ミシュラは、要旨以上の三点を指摘していると思われるが、さらに、近年の資本主義経済の慢性的危機が社会と社会発展の社会民主主義的なイメージの信頼を一層弱めており、福祉の現代的な問題を解明するための社会理論が求められていることをつけ加えている<sup>21)</sup>。

こうして、伝統的、オーソドックスといわれたティトマス学派は揺らぎをはじめ、次節でみるように多様な研究によって批判的に発展されていくことになるのである。

## 第2節 70年代の社会行政研究の素描

さて、次にティトマス後のこうした動きの中で、主として70年代にどのような研究動向をたどったのだろうか。この点をミシュラの整理によって素描しておこう。

ミシュラは次の表1にみられるように、有力な学者の著書をもとに、イデオロギーまたはモデルを示す用語をとりあげて分類している。そしてその表を作成してミシュラは、同じ分類あるいは同じ用語を使用する者は二人となく、あきれるほどの多様性がある。しかしながら、この表を少し検討してみると多様な分類と用語には多くの共通な基礎を示しており、一般的な特徴がとらえられると述べている。

そこで、この表をもとにしたミシュラの分析によって、その一般的な特徴をとらえておこう。

第一に、これらのモデルは、社会政策のイデオロギー的あるいは規範

表1

Author(s)		Classification	
Wilensky and	residual		institutional
Lebeaux(1958)	residual		institutional
Pinker(1971)	residual	industrial	institutional-
Titmuss(1974)		achievement-	redistributive
Parker(1975)	laissez-faire	performance	
George and	anti-	liberal	socialist
Wilding(1976)	collectivist	reluctant	Fabian Marxist
Mishra		collectivist	socialist
(1977/81)	residual	institutional	structural
Pinker(1979)		mercantilist-	(normative 1977)
Room(1979)	market	collectivist	socialist
Taylor-		social-	
Gooby and	liberal	democratic	Marxist
Dale(1981)	individualist	reformist	structural

\* Mishra, op. cit., p. 34.

的志向を表わしている。それは、平等より自由を優先するといった価値優先やまた人間と社会のとらえ方にかかわっているのである。

第二に、これらの大部分の分類は、一方の天皿には、残余的、レッセ・フェール、反集合主義者がのせられ、ニードを充足する集合的責任を実質的に放棄する考え方に属するものと、他方の天皿には構造的 (structural)、社会主義者、マルキストがのせられ、“各人のニードに従ってそれぞれに”という社会主義者のコンセプトに属するものといった双方をのせた社会政策の天秤あるいは連続体としてとらえることができる。この両極の間の連続体にあるものは、制度的 (institutional)、消極的集合主義者 (reluctant collectivist)、フェビアンといったモデルに属するものが位置づけられる。

このようにミシュラは分析したうえで、さらにこれらを単純化してみると、次のような三つの基本的モデルあるいは理念型モデルを示すことができるとする。

その第一は、マーケット・モデル (market model) である。このモデルでは、自由を優先して資源はマーケットを通じて配分され、福祉に対する集合的責任は最小限にということである (residual model とも呼ばれる)。

第二は、ニード・モデル (need model) である。このモデルでは、平等を優先して資源はニードをベースにして配分され、福祉に対する集合的責任はトータルであるとするものである (structural model とも呼ばれる)。

第三は、ミックスド・モデル (mixed model) である。このモデルでは異質の価値を混合して、福祉を最大限にするために、マーケットとニードの基準を現実的な混合をベースにして資源が配分されるというものである (institutional model とも呼ばれる)。

ミシュラは、このような三つの社会政策のモデルを示して次のようなコメントをしている。

それぞれのモデルによって規定されたポリシーは中心的な価値を最大限にするように方向づけられる。さらにモデルには事実にもとづく提言を必然的に含んでいる。すなわち、暗黙的であれ、明確にであれそれらは原則的に経験にもとづいて立証できることを主張しているのである。たとえば、マーケット・モデルは、企業と市場の自由な状態が経済成長を最も促進することとか、重税が脱税を促進したり、納税意欲を失わせることなどを主張しているのである。それゆえ、それぞれのモデルは規範的なものと証拠的あるいは実際的な要素とのアマルガムとしてみることができる。そして、その形でそれぞれが福祉のイデオロギーを形成しているのである。したがって、それぞれのモデルに関連した規範的事実にもとづいた提言、あるいは仮説を引き出し、詳細に吟味することが社会政策の中心的な仕事の一つであると。

シミュラは、このような分析を試みて、今後のディシプリンの研究に利用できる戦略的なオルタナティブ・アプローチとして次の三点をあげている。

その一つは、主要な社会サービス（イギリスでは5つの社会サービス）に焦点をおきながら広く社会経済構造と関連づけてアプローチすること。

二つには、ポリシーモデルは、一面社会問題イデオロギーといわれるように、社会問題について社会科学的に分析すること。

三つには、ニード、スティグマ、普遍主義、選別主義、交換、権限といった、かつてフォーダーが行なったような一連の基礎概念に焦点をあてるアプローチである。このような基礎概念の分析はディシプリンの知的バックボーンを構成しており、多くの方法の中で、これは有力なアプローチであると思われる<sup>2)</sup>。

以上のように、ティトマス後の70年代における社会行政研究の動向を素描してみると、シミュラの表1から引き出した三つの社会政策モデルは、今日では一般に良く用いられるようになってきており、今後の社

会行政のディシプリンの研究において有益な方法を提供していると思われる。

\* \* \*

これまでにティトマスの研究業績に焦点をあてて、その評価がどのように行なわれているかを主として考察してきたが、ティトマスの弱点はあるもののやはりまだ多くの学ぶべき業績はあると思われる。今後、さらにティトマスの遺産について掘りさげて理解を深めながら、ミシュラの提起した社会政策の三つのモデルおよびアプローチの方法などを参考にして、70年代、80年代の社会行政研究の理論的な発展をリサーチしてみる必要があると思われる。ひとまず、本稿ではここでむずびとしておくことにする。

〔注〕

- 1) Ramesh Mishra, *The Welfare State in Capitalist Society*, Harvester Wheatsheaf, 1990
- 2) 田端博邦, 東大社会科学研究所編『転換期の福祉国家(上)』, 東大出版会, 1988年, 所収, 73頁。
- 3) 武川正吾, 論文「『福祉国家の危機』その後」は社会保障研究所編『社会政策の社会学』, 東大出版会, 1989年, 所収。  
論文「労働経済から社会政策へ」は, 社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』, 東大出版会, 1985年, 3頁。
- 4) 星野信也, 日本行政学会編『アドミニストレーション—その学際的研究』年報行政研究 20, ぎょうせい, 1986年, 所収, 90頁。
- 5) 松井二郎, 『社会福祉研究』第50号, 1991年4月, 鉄道弘済会, 174頁。
- 6) Robert Pinker (栃本一三郎訳)「社会政策とは何か」, 『季刊社会保障研究』第19巻第2号, 1983年9月, 131頁。
- 7) Ramesh Mishra, "Social Policy & The Discipline of Social Administration," *Social Policy & Administration*, Vol. 20, No. 1 Spring 1986, p.

- 29.
- 8) 例えば、ピンカー、前掲、134-135頁。
  - 9) Mishra, *op. cit.*, p. 31.
  - 10) Vic George and Paul Wilding, *Ideology and Social Welfare*, Routledge, 1985. pp. 69-75, 美馬孝人、白沢久一訳【イデオロギーと社会福祉】勁草書房、1989年、101-110頁。
  - 11) Alex Robertson, "Welfare state and Welfare Society", *Social Policy & Administration*, Vol. 22 No. 3 December 1988, pp. 223-226.
  - 12) Pinker, *Social Theory and Social Policy*, Heinemann, 1979, pp. 105-106, 藤田藤太郎・柏野健三訳【社会福祉学原論】黎明書房、1985年、112頁。
  - 13) Mishra, *op. cit.*, p. 32.
  - 14) Pinker, *op. cit.*, pp. 105-106, 前掲訳書 112頁。
  - 15) Pinker, 前掲栃本訳、131-132頁。
  - 16) 同上、132-135頁、「福祉の社会的分業」および社会政策の三つのモデルについては、大山博・武川正吾編【社会政策と社会行政】、法律文化社、1991年、第1章、第2章参照。
  - 17) Richard M. Titmuss, *Commitment to Welfare*, George Allen & Unwin. 1968. pp. 22-23, 三浦文夫監訳【社会福祉と社会保障】、東大出版会、1971年、18-19頁。
  - 18) George and Wilding, *op. cit.*, pp. 85-89, 前掲訳書 124-130頁。
  - 19) このような指摘について、星野前掲論文（76頁）でティトマスの教えを受けたローズ（Hilary Rose）の批判を引用されており、わかりやすい表現なのでここでも引用しておこう。  
「旧来の伝統的社会福祉政策研究（ティトマス学派）にあつては、若干風刺的にいえば、経済は背景に追いやられ、階級の社会関係は社会学者にまかされ、権力の存在は無視され、かくて社会福祉政策自体は優雅に孤立して論じられてきた」（"Re-reading Titmuss: The sexual division of welfare", *Journal of Social Policy*, Vol. 10, pt. 4, p. 477）
  - 20) Mishra, *op. cit.*, pp. 35-36.
  - 21) Mishra, *op. cit.*, p. 32, 尚、星野前掲論文（78-81頁）では、正統派を揺るがせた契機ないし原因として、ワイルディングの整理による次の5点が紹介されている。すなわち、①ピンカー、パーカーのように同一学派内から自己批判が台頭したこと、②バッケリズムが終りを告げたこと、③経済的な不況、④貧困の再発見、不平等の存在により、社会サービス

が目的を達成していないことへの疑問が高まったこと、⑤マルクス主義が復活してティトマス学派に難問を提起したことであると、これらの5点はほぼミシュラの指摘とも共通しているものと思われる。

22) Mishra, op. cit., pp, 33-37.

尚、フォーダーの基礎概念の整理は、次の文献で行われている。

Anthony Forder, *Concepts in Social Administration: A Framework for Analysis*, Routledge & Kegan Paul, 1974. わが国では、はじめに述べたようにこのフォーダーの文献を手がかりにしながら、大山、武川編『社会政策と社会行政』で基礎概念の検討を試みている。

〔参考文献〕（注記以外のもの）

1. Jean Hardy, *Values in Social Policy: Nine Contradictions*, RKP, 1981.
2. Phil Lee and Colin Raban, *Welfare Theory and Social Policy*, SAGE, 1988, 向井喜典・藤井透訳『福祉理論と社会政策』昭和堂, 1991年.
3. Peter Taylor-Gooby and Jennifer Dale, *Social Theory and Social Welfare*, Arnold, 1981.
4. R. M. Titmuss, *The Gift Relationship: From Human Blood to Social Policy*, George Allen & Unwin, 1970.
5. R. M. Titmuss, *Social Policy: An Introduction*, ed. by B. Abel-Smith and Kay Titmuss, George Allen & Unwin, 1974.
6. Robert Pinker, *The Idea of Welfare*, Heinemann, 1979, 磯辺実・星野政明訳『社会福祉三つのモデル』黎明書房, 1981年.
7. 三浦文夫「リチャード・M・ティトマス」, 社会保障研究所編『社会保障の潮流：その人と業績』全国社会福祉協議会, 1977年.
8. 毛利健三『イギリス福祉国家の研究』東大出版会, 1990年.